



## JGAP 技術レター 2013 年 1 月号

### JGAP 技術レターについて

目的：

JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：

年 4 回程度発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容：

日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

前回到引き続き、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

2012 年 9 月 1 日より JGAP 穀物 2012 の審査・認証が開始されました。この新しい基準について、従来から変更された点、新しく追加された点について質問が寄せられましたので下記の Q&A でおこたえいたします。

#### 1. 「取組例」の欄は審査とどのような関係がありますか。

「取組例」は取り組み方の例を具体的にいくつか示したものであり、審査時に適合性を判断する基準そのものではありません。「適合基準」が適合性を判断する基準となります。従って取組例はあくまでも JGAP に取り組む際のヒントとしてお使い下さい。以下の Q&A にも具体的なやり方をいくつか掲載しておりますが、日本 GAP 協会推奨のやり方というわけではありません。各農場に適した極力コストのかからないやり方を工夫して下さい。

#### 2. 管理点 3.3.2 「適切に商品の表示を行っている」に関し、表示についてはどこに相談すればいいのでしょうか。

農産物を含めた食品の表示については消費者庁の所管になりますが、農産物の表示については最寄りの地域センターにご相談ください。

----- 特定非営利活動法人 (NPO 法人) 日本 GAP 協会 -----  
〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階  
TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

農林水産省のウェブサイト地域センター一覧がありますのでご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/zimusyo.html>

### 3. 管理点 5.3.5 「農薬の適正使用を確認している」に関し、具体的なやり方がよく分かりません。

「農薬を正しく（間違えずに）使用したことを確認している」と客観的に説明できる状態であればよいということになります。

例えば、農薬使用の責任者が使用農薬ごとの計画と実績の対比表を作り、確認のハンコを押している、といったやり方が考えられます。また、圃場管理システムの中にはパソコンや携帯上で回数等の自動チェックができるものもあります。

### 4. 管理点 7.9 殺鼠剤等の薬剤を使う場合は保健所に相談しないといけないのか。

1で回答したように保健所への相談はあくまでも取組例にすぎません。薬剤の安全性確認方法は保健所以外にも薬剤ラベル・説明書の確認、薬剤メーカーへの問い合わせなどが考えられます。ラベルや説明書を読んでも判断が付かない場合、メーカーや保健所に相談していただくのがよいでしょう。

### 5. 管理点 9.4.1 散布時の天候状況の記録はかならずしないとイケませんか。

天候状況の記録は、雨や風によるドリフトへの影響がないことをチェックする必要があるためです。例えば、農薬散布記録に「風力・風向き 問題なし（チェック欄）」として毎回チェック入れるなど、なんらかの記録が求められます。

### 6. 管理点 10.2.2 景観保全や生物多様性の助長に関し、具体的なやり方がよく分かりません。

この項目は、自らの農業活動により景観や生態系を乱さないようにし、さらにはよりよい景観や生物多様性を確保していくことが目的となっています。そのための基礎として、適合基準では農場の周りにどのような動植物がいるのかを把握し、それら動植物と自分の農業活動の関係（農業活動に悪影響があるのか、よい影響があるのか、あるいは農業活動が動植物に悪影響を及ぼしているのか等）を認識することを求めています。従ってこの管理点が適合となるためには農業活動との関係が分かる動植物リストを用意していればよいということになります。

動植物リストを作成した上でのさらなる景観保全や生物多様性の助長の取り組みとしては、例えば、農林水産省の環境保全型農業直接支援対策の対象となっている取り組みなどが考えられます。具体的には、冬期湛水管理やリビングマルチ、カバークロップ、地域によって認められている江の設置、中干しの遅延、希少魚種等保全水田の設置などがあります。注：環境保全型農業直接支援対策の対象にならない場合は不適合というわけではありません。あくまで取り組みの参考としてご覧ください。

下記は農林水産省ウェブサイトの環境保全型農業直接支援対策ページです。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)

#### 7. 管理点 10.2.3 管理点 10.2.2 を踏まえるとはどういうことか。

管理点10.2.2①で作成した生物リストを元に農業活動に有害な動物は何かを認識しそれに対する対策を検討・実施するということです。例えば、生物リストに害獣がリストアップされた場合、その害獣を防ぐのに適した防護柵や緩衝帯の設置、餌となる収穫残渣を放置しないなどが考えられます。

#### 8. 管理点 11.1.1 労働安全に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習とはどのようなものを指すのですか。

この項目における「講習」とは、農場内の農作業の安全を確保・向上するために労働安全の責任者の知識や技能を向上させるものが対象となります。従って、労働安全全般にわたる座学の研修、農作業機械の安全な取扱いに関する技能の研修、どちらもここでいう「講習」になります。

例えば農林水産省では農林水産研修所つくば館及び水戸ほ場において農作業安全研修を実施しています。

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/kensyu/ken.html>

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/index.html>

また、各県の農業大学校や農協、農業機械化協会で農作業安全に関する研修が開催されています。具体的な日程・内容についてはそれぞれにお問い合わせ下さい。

#### 9. 管理点 E8.1 「管理運営基準を把握」とはどういうことか。

管理運営基準とは、いわゆる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準」のことであり、食品衛生法第50条第2項に基づく、営業施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上構すべき措置に関する基準のことです。都道府県、指定都市及び中核市が条例で定めています。従って管理運営基準の把握とは、例えば、精米工程の責任者が県庁や県のウェブサイトから食品衛生に関する管理運営基準を入手し、不明な点は保健所などの担当部局に問い合わせている、などが考えられます。

#### 10. 管理点 E8.2 玄米工程と精米工程が同じ部屋の中でもエリア区分を明確にし、外部から埃が入ってこないような対策がとれていれば OK ですか。

精米の衛生が確保されているかが問われているので、玄米工程と精米工程は部屋を分けるのが基本となります。しかしながら、どうしても同じ部屋で作業せざるをえない場合、外部からの異物混入(埃、虫など)を防ぐ対策がとられており、部屋の内部においても玄米工程から精米工程へのぬかや虫など異物の混入を防ぐ対策がとられていることが求められます。

----- 特定非営利活動法人 (NPO 法人) 日本 GAP 協会 -----  
〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階  
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

11. 管理点 E8.7 うちの色彩選別機はガラスが全くとれないわけではありません。管理点で求めているガラス選別は、どの程度まで必要なのでしょう。

ガラス選別については、メーカーが「ガラス対応」と保証している機種が対象となります。

12. 管理点 H9.3.1.6 肥料等の放射性物質について、福島原発事故の影響について検討すればよいのですか。チェルノブイリの原発事故についても考慮する必要がありますか。

肥料等に含まれる放射性物質は原因が何かでなく、どの程度含まれるのかで判断する必要があります。農林水産省が「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」の一覧を公表していますので、この一覧に記載のある肥料ならメーカーへの問い合わせは基本的に不要ですが気になる場合は問い合わせた方がよいでしょう。この一覧に記載のない肥料等の場合はメーカーや販売店に確認する必要があります。

「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」については下記の農林水産省ウェブサイトの別紙部分をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/hiryou/kennsa.html>

13. 当農場では精米まで行っていますが、ガラスにも対応した色彩選別機がありません。そのため玄米までの審査・認証を受けたいのですが可能ですか。

可能です。審査申込時に認証範囲を「玄米」までと審査・認証機関に連絡して下さい。精米工程は審査されず、JGAP認証書には対象品目が「玄米」と記載されます。

14. JGAP 穀物第 2.1 版から JGAP 穀物 2012 に切り替える際、いつから新しい版に準拠した記録にすればいいのでしょうか。

なるべく早く新しい版に基づく記録・帳票類に切り替えるのが望ましいといえます。初回審査では審査時に記録の有効性を確認するため少なくとも 3 ヶ月分の記録を求めています。同様に版の切り替え時にも新しい版による記録を 3 ヶ月分以上残しておくことが求められます。

